

社団法人日本建築家協会（JIA）

本部賛助会員規則 2005.12.15 理事会承認

第1条 目的

JIAは、日本で唯一の建築家を会員とする公益法人であり、全国に10支部を持つ。世界的には、世界建築家連合（UIA）の支部として日本を代表している。

JIAは、定款第6条により、定款第3条の目的及び事業を支援・賛助する個人、団体及び法人を本部賛助会員として、相互の業務・事業に貢献できる仕組みをつくり、もって相互の発展に寄与するものとする。

第2条 入会資格

前条の本部賛助会員制度の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

第3条 本部賛助会員の対象

原則として、次にあげるものを対象とする。

- (1) 海外にベースを置く建築関連企業ただし、総合請負施工を主とする者は除く。
- (2) JIAと協力関係にある法人
- (3) JIAを支援する個人
- (4) その他 理事会が承認する者

第4条 入会申込方法

本部所定の申込書式に必要事項を記入の上、会長に提出する。

第5条 入会金及び会費

- (1) 入会金は10万円とする。
- (2) 年会費は10万円（1口）とし、1社1口以上とする。なお入会年度に限っては、上期（4月～9月）、下期（10月～3月）として入会の時期により年会費を分割する。
- (3) 会費については、原則として毎年度当初に本部事務局からの請求に基づき、納入するものとする。

第6条 担当会員制について

入会に際し、1名の担当会員を登録し、入会後の連絡、交流等は担当会員を通じて行う。

第7条 本部賛助会員の資格・期間

会員資格は、本部が会費を受領した月より発効し、資格の継続は毎年度の会費の納入をもって自動的に成立する。

第8条 資格の喪失

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が消滅したとき。
- (3) 会費の滞納が会費の1年以上に相当する金額を越え、且つ督促に対して事由なく応じないとき。

第9条 退会

会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を完納した上、退会届を会長に提出する。

第10条 本部賛助会員の特典

- (1) JIA発行の機関紙「建築家 architects」を1部、年12回の無償配付を受ける。
- (2) 上記機関紙へ広告を掲載する場合に、広告料の割引等の優遇を受ける。
- (3) JIAのホームページからの賛助会員ホームページにリンクできるなど優遇を受ける。
- (4) 希望するJIAの会員に講演等を依頼する場合、JIAの仲介が得られる。
- (5) JIA総会時（毎年5月）の懇親会及びJIA大会レセプションパーティーに招待を受け、会員への自社製品の紹介、会員との交流・親睦の機会が持てる。
- (6) 賛助会員が企画する建築家に対するイベントで、JIA本部の協力が得られる。
- (7) 2011年UIA東京大会に関する情報を優先的に得られる。

以上